

# 院内における電動車いすをご利用の方へ(病棟・外来共通)

---

## 院内での電動車いすのご利用ルール

- 証明書の提示について
  - 電動車いすをご利用の方は身体障害者手帳(「補装具の欄」に電動車いすと記載のあるもの)のご提示をお願いする場合がございます。ご準備ください。
- 院内でご利用される場合の遵守事項
  - **安全運転**でご利用ください
  - **前を歩いている患者さんを追い越すことはご遠慮**ください
  - **廊下の交差点では、必ず一時停止**してください

## 院内でのシニアカー(ハンドル形電動車いす)のご利用はご相談ください

シニアカーは電動車いすより重量があり、スピードが出るものもあります。そのため電動車いすより患者さんとの接触事故等の可能性が高くなります。これらの理由から院内でシニアカーをご利用の方は、職員にお声がけいただき、院内用の車いすに可能な限りお乗り換えくださいますよう、ご協力をお願いいたします。車いすへの乗り換えが困難な方につきましては、ご相談ください。

皆様の安全のために、ご協力をお願いいたします。

大阪公立大学医学部附属病院 病院長

(庶務課)